

問合せ先	中区福祉課児童福祉係 (504-2569)
	東区福祉課児童福祉係 (568-7733)
	南区福祉課児童福祉係 (250-4131)
	西区福祉課児童福祉係 (294-6342)
	安佐南区福祉課児童福祉係 (831-4945)
	安佐北区福祉課児童福祉係 (819-0605)
	安芸区福祉課児童福祉係 (821-2813)
	佐伯区福祉課児童福祉係 (943-9732)

ひとり親家庭等医療費補助の支給要件の緩和

1 支援策の内容

医療費（保険診療分）の自己負担相当額を補助します。

2 対象者（要件等）

所得制限に関わらず、災害により、住家が全壊・半壊、全焼・半焼、又はこれに準ずる被害にあった方は補助の対象とします。

3 手続きの方法

手続きに必要なもの

- ① 健康保険情報がわかるもの（マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ）
- ② 母子家庭または、父子家庭であることを証明する書類
（戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、遺族基礎年金証書、児童扶養手当証書等）
- ③ り災証明書

※ 詳しくは、区福祉課児童福祉係にお問い合わせください。

4 補助の対象期間及び受付期限

対象期間：災害等を受けた日から、1年が経過した日の属する月の末日まで

受付期限：災害による損害を受けた日から1年以内